

福岡市スポーツリーダー・バンク設置及び運営要領

(設置目的)

- 1 増大する市民スポーツの需要に対応した指導者の確保と資質の向上をはかり、市民からの指導者派遣要請に対して、計画的な供給を図り、市民総スポーツを積極的に推進するため、福岡市スポーツリーダー・バンク（以下「バンク」という。）を設置する。

(運営委員会と事務局)

- 2 バンクの運営を効果的かつ円滑に行うためにバンク運営委員会を設置し、その事務局を公益財団法人福岡市スポーツ協会事業課内に置く。

(バンク指導者)

- 3 バンク指導者は登録制とし、登録者には指導者登録証（様式1）を交付する。

(登録の資格付与)

- 4 次の者にバンク指導者登録の資格を与える。
 - (1) 公益財団法人福岡市スポーツ協会が主催する「福岡市生涯スポーツ講座」（別表1）を受講して、別記1のと通りの単位を取得した者
 - (2) 公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者（スポーツリーダー、指導員、コーチ等）、並びに公益財団法人健康・体力づくり事業財団公認「健康運動指導士」・「健康運動実践指導者」、中学校・高等学校の保健体育教員免許資格を取得している者で別記2の単位を取得した者
 - (3) 国際、国、県レベルの各スポーツ団体が公認する指導者で、バンク運営委員会がその指導者資格を認め、「福岡市生涯スポーツ講座」を受講し、別記2の単位を取得した者
 - (4) 福岡市スポーツ協会加盟団体が推薦する指導者で、バンク運営委員会がその指導者資格を認め、「福岡市生涯スポーツ講座」を受講し、別記2の単位を取得した者

(登録手続き)

- 5 登録を希望する者の手続きは下記のとおりである。
 - (1) 上記4の登録資格を有して登録できる者は、原則として福岡市内在住又は在勤、在学のもので20才以上の者とする。
 - (2) 登録資格申請書（様式2）、登録料2,000円/2年間を添え、バンク運営委員会事務局に登録申請をする。以後、更新の手続きも同様とする。
 - (3) 登録申請期間は、原則として毎年4月1日から4月末日（及び、毎年10月1日から10月末日）とする。
 - (4) 登録の有効期限は原則として2カ年とし、引き続き更新希望の者は2年を経過した4月末（及び、10月末）までその資格を有するものと見なすものとする。
 - (5) 更新をしなかった者は、有効期間満了日から2カ年間は再登録可能とする。なお、再登録は一度までしか認めない。その期間で更新しなかった者については登録から抹消する。

(事業)

- 6 バンクの目的を達成するために、次の事業を行う。
- (1) 登録の受付及び更新に関すること
 - (2) 登録者の紹介、派遣に関すること
 - (3) 登録者の研修に関すること
 - (4) バンクの活用に関する調査、研修及び広報活動に関すること

(登録者の活動と任務)

- 7 登録者は、次にあげる活動と任務を遂行する。
- (1) 福岡市及び福岡市スポーツ協会が主催する各種事業への参加・協力を行うとともに、市民の求めに応じた指導や自発的に市民のスポーツ活動の指導にあたること。
 - (2) バンク運営委員会が主催する研修会及び関係機関・団体が行う各種講習会に積極的に出席し、自己の研鑽につとめること
 - (3) バンク指導者として品位を汚すことないよう、常に人格の練磨につとめること

(指導者の派遣要領)

- 8 指導者の派遣要領は下記のとおりとする。
- (1) 派遣希望者は、申請書(様式3)に必要事項を記入のうえ、派遣予定日の2週間前までに事務局まで申し込む。
 - (2) 事務局においては、申請希望(種目、指導内容、会場など)の条件に合う適任者を選考し了解を得る。その後、派遣希望日の1週間前までに申請者宛、派遣回答(様式4)を行う。併せて、派遣する指導者に派遣通知書(様式5)を送付する。
 - (3) 申請者と指導者は指導内容など、十分に事前協議(技術レベル、指導内容等の協議)を行う。
 - (4) 派遣事業中においては、指導者は上記7の(3)に基づき、スポーツ活動の普及のために指導に専念する。
 - (5) 派遣事業終了後は、申請者は事業報告書(様式6)を事務局に提出する。

(派遣条件等)

- 9 派遣についての条件は下記のとおりとする。
- (1) 活動する場所は申請者で確保すること。
 - (2) 活動に参加する会員等はスポーツ傷害保険に加入すること。
 - (3) 派遣の指導費用については、1時間で2,500円と交通費相当額とし、申請者が指導者に支払うものとする。

(指導者の紹介)

- 10 派遣条件にそぐわない場合は紹介とする。指導内容、指導費用については申請者と指導者の双方で協議し決定する。

別記1 別表1「福岡市生涯スポーツ講座」全単位のうち、バンク登録資格取得のための必須科目15単位（対面）及び2単位（オンライン）を含んだ20単位以上を履修した者。

ただし、単年度で上記単位を履修できなかった場合については、次年度に履修科目を持ち越すことができ、2年間での履修科目取得で上記要件を満たせば、バンクへの登録が可能である。

別記2 別表1「福岡市生涯スポーツ講座」のうち、「1.福岡市のスポーツ行政」「2.スポーツリーダー・バンク」「8.又は9.指導者の役割」を履修した者。

附 則

- 1 この要領は、昭和54年10月1日から施行する。
- 2 平成3年9月5日一部改正
- 3 平成14年2月21日一部改正
- 4 平成15年4月1日一部改正
- 5 平成15年10月30日一部改正
- 6 平成17年2月1日一部改正
- 7 平成18年11月15日一部改正
- 8 平成21年7月1日一部改正
- 9 平成24年11月29日一部改正
- 10 平成24年12月10日一部改正し、平成25年4月1日から施行する。
- 11 平成27年3月11日一部改正し、平成27年4月1日から施行する。
- 12 平成28年12月27日一部改正し、平成29年4月1日から施行する。
- 13 令和元年12月3日一部改正し、令和2年1月1日から施行する。
- 14 令和2年11月20日一部改正し、令和3年1月1日から施行する。
- 15 令和4年4月1日一部改正